・確認申請受理時チェック項目リスト

年月日:

年 月 日

市町村名:

山武市

番号	法及び	チェック項目	申請者の	窓口受理	備考
	指針号	7 エジノ項目	チェック	チェック	
1	指1号	申請図書数(正本・副本)			
2	指5号	構造計算適合性判定の必要の有無	□対象 □対象外		
	指 6 号	及び適判用の図書の添付の確認			
3	指1号	適判用書類	□対象 □対象外		
4	任意	消防用書類(意匠図、設備図のみ)	□有 □無		□ 消防へ送付 □ 後日送付
5	指1号	申請書と記載事項との整合			
6	法第1号 指第2号	建築士の資格の確認	□対象 □対象外		
7	法第2号	構造設計一級建築士の資格の確認	□対象 □対象外		
	指第2号の2				
8	法第3号 指第2号の3	設備設計一級建築士の資格の確認	□対象 □対象外		
9	指3号	図面への設計者記名、押印			
10	指4号	認定書・証認書等の写しの確認	□対象 □対象外		
11	指5号	構造計算、安全証明書の確認	□対象 □対象外		
1 2		添付図書の確認(大幅な欠落があ るかどうか)			
1 3		添付図書の不整合の確認 (大幅な不 整合があるかどうか)			
1 4		その他			
1 5					

- * 項目中の「法」は建築基準法第6条第3項のこと。「指」は確認審査等に関する指針(平成19年6月20日付け国土交通省告示第835号)第一第2項第四号のこと。
- * 番号 4:消防用書類が不足している場合でも、受理することは出来ます。
- * 番号 5:申請図書と、設計図書の中身が同じものであればチェックをしてください。
- * 番号 6: 建築士免許証の写しと照らし合わせて、番号の相違がないかを確認し、チェックしてください。
- * 番号7: 構造一級建築士の関与が必要な建築物は様式①-2にチェックをしてください。
- * 番号8:設備一級建築士の関与が必要な建築物は階数3以上かつ床面積5000㎡超の建築物です。

上に相違ありません。

申請者·代理者氏名

□ : 法適合確認の

構造一級建築士OK

チェックしてください

・ 設備設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

□ 階数が3以上で床面積の合計が5000㎡を超える建築物の設備設計

(該当であればチェックをしてください。)

・ 建築士及び構造設計一級建築士の関与を要する建築物の範囲

建築士の業務範囲			木造			木造以外			
高さ、階数		平屋建	2 階建	3 階建	高さ>13m	高さ≦也13m		高さ>13m	
					軒高>9m	軒高≦9m		軒高>9m	
							平屋又は	3 階建	
							2 階建	以上	
	30 以下		_ <u>-</u> #	1		□構造	□誰でも		□一級
	30< ≦100		□ 誰でも			一級			(法 20 条一号又は二
	100< ≦300		□ 木造						号は 構造一級)
延べ	300< ≦500		□ 二級			□−級			
延べ面積	500<	一般					(法 20 条二	二号は 構造一	
m³	≦1000	特殊	□一級				級)		
			(法 20 条二号は構造一級)						
	1000	一般	□ 二級						
	超える	特殊							

|特殊|:学校、病院、劇場、映画館、公会堂、集会場(オーディトリアムを有する)、百貨店で延べ 500 ㎡超

構造一級:構造設計一級建築士の関与を必要とする建築物を示す

増改築: 増改築の場合は延べ面積は、増改築にかかる部分で見る。

□ :構造一級建築士

関与OK

チェックしてください

士法第20条の2第1項

の表示の欄に記入

法 20 条一号:高さが 60m を超える建築物 _ 法 20 条二号: 高さが 60m 以下の建築物で以下に該当するもの □ ①木造の建築物(高さ 13m 超又は軒高 9m超) □ ②鉄筋コンクリート造の建築物(高さ 20m 超) □ ③鉄筋鉄骨コンクリート造の建築物(高さ 20m 超) □ ④鉄骨造の建築物(4階建以上、高さ13m超又は軒高9m超) □ ⑤補強コンクリートブロック造の建築物(4階建て以上) □ ⑥国土交通大臣が指定する建築物 (平成 19 年国土交通省告示第 593 号) いずれかの1つに該当する場合は有。該 無の場合 当しない場合は無: 様式①-4 □:構造一級建築士関与不要OK チェックしてください 有の場合、①又は②のいずれかを選択 **(2**) (1) 構造一級建築士の確認 法適合確認の構造一級建築士の確認

士法第20条の2第3項

の表示の欄に記入